（農林物資についての検査の方法）

第二十二条　法第十条第四項第一号の農林物資についての検査は、次に掲げるところによるものとする。

一　主務大臣の定めるところに従い、各個に又は抽出して行うこと。

二　抽出して行う検査の場合における抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるところによること。

（農林物資の生産行程についての検査の方法）

第二十三条　法第十条第四項第二号の農林物資の生産行程についての検査は、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるところに従い、当該農林物資の取扱業者が作成する生産についての記録及びほ場、工場又は事業所についての実地の調査その他の調査の結果により行うものとする。

（農林物資の流通行程についての検査の方法）

第二十四条　法第十条第四項第三号の農林物資の流通行程についての検査は、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるところに従い、当該農林物資の取扱業者が作成する流通についての記録及び流通に係る施設についての実地の調査その他の調査の結果により行うものとする。

（格付を行う取扱業者等の認証の技術的基準）

第二十五条　法第十条第一項から第三項までの認証の技術的基準は、次に掲げる事項について、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。

一　認証に係る農林物資の生産、販売その他の取扱いの業務又は生産行程若しくは流通行程の管理若しくは把握の業務に必要な組織及び当該業務の管理運営に関する事項

二　格付の組織並びに格付の表示の貼付、格付に関する記録の作成及び保存その他の格付の実施方法

（小分け業者の認証の申請）

第二十六条　法第十一条第一項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　格付の表示を付そうとする農林物資の種類（酒類について格付の表示を付そうとする場合にあっては、その旨を含む。）

三　当該農林物資の小分けを行う事業所の名称及び所在地

四　法第十一条第一項の認証の技術的基準に適合することを示す事項

五　その他参考となるべき事項

（小分け業者の認証の技術的基準）

第二十七条　法第十一条第一項の認証の技術的基準は、次に掲げる事項について、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。

一　小分けの業務に必要な組織及び当該業務の管理運営に関する事項

二　格付の表示を付する組織並びに格付の表示の貼付、格付の表示に関する記録の作成及び保存その他の格付の表示の実施方法

（輸入業者の認証の申請）

第二十八条　法第十二条第一項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　格付の表示を付そうとする農林物資の種類（酒類について格付の表示を付そうとする場合にあっては、その旨を含む。）

三　当該農林物資の輸入を行う事業所の名称及び所在地

四　法第十二条第一項の認証の技術的基準に適合することを示す事項

五　その他参考となるべき事項

（証明書に記載すべき事項）

第二十九条　法第十二条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　証明書を発行したものの名称及び住所

二　証明書の発行年月日

三　証明に係る農林物資の種類及び量

四　当該農林物資に係る取扱業者、生産行程管理者（法第十条第二項に規定する生産行程管理者をいう。以下同じ。）、流通行程管理者（同条第三項に規定する流通行程管理者をいう。以下同じ。）又は小分け業者（法第十一条第一項に規定する小分け業者をいう。以下同じ。）の認証に相当する行為を行った外国の機関の名称及び住所

五　当該農林物資について格付が行われたものである旨

（農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国）

第三十条　法第十二条第二項の主務省令で定める国は、次のとおりとする。

一　有機農産物（日本農林規格等に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第一項に規定する農産物をいう。以下同じ。）及び有機加工食品（令第十八条第三号に掲げる飲食料品をいう。以下同じ。）のうち、専ら有機農産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの（酒類を除く。）にあっては、アメリカ合衆国、アルゼンチン、英国、オーストラリア、カナダ、スイス及びニュージーランド並びに欧州連合の加盟国

二　有機畜産物（令第二条第二項に規定する畜産物をいう。以下同じ。）及び有機加工食品（前号に規定するもの及び酒類を除く。）にあっては、アメリカ合衆国、オーストラリア、カナダ及びスイス

（主務大臣の指定する外国の政府機関に準ずるものの公示）

第三十一条　法第十二条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所

二　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る農林物資の種類

（輸入業者の認証の技術的基準）

第三十二条　法第十二条第一項の認証の技術的基準は、次に掲げる事項について、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。

一　輸入品の受入れ及び保管の業務に必要な組織及び当該業務の管理運営に関する事項

二　格付の表示を付する組織並びに格付の表示の貼付、格付の表示に関する記録の作成及び保存その他の格付の表示の実施方法

（外国格付の表示の取扱業者等の認証の申請）

第三十三条　法第十二条の二第一項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　外国格付の表示を付そうとする農林物資の種類（酒類について外国格付の表示を付そうとする場合にあっては、その旨を含む。）

三　当該農林物資に外国格付の表示を付そうとする事業所の名称及び所在地

四　法第十二条の二第一項の認証の技術的基準に適合することを示す事項

五　その他参考となるべき事項

（外国格付の表示）

第三十四条　法第十二条の二第一項の主務省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる国ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる農林物資について当該国の格付の制度により格付をしたことを示す表示とする。

国	農林物資
アメリカ合衆国	有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品（酒類を除く。）
カナダ	有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品（酒類を除く。）
欧州連合の加盟国	有機農産物及び有機加工食品のうち専ら有機農産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの（酒類を除く。）